

小児医療費の助成を拡大します

4月1日から次の2点を変更し、助成対象者を拡大しました。

3歳児までの通院医療費を助成します

これまでは2歳児までが通院医療費の助成対象でしたが、3歳児の通院医療費も助成します。

所得制限を廃止しました

これにより、3歳児までの全小児が対象となります

- 平成12年4月2日生～平成13年4月1日生のお子さんの養育者と所得制限で却下された1・2歳児の養育者へ3月に通知しましたので、必ず申請してください。
 - 「乳児医療証」又は「幼児医療証」をお持ちの人は、入院医療費についても「乳児医療証」又は「幼児医療証」を提示した場合、県内の病院などへの一部負担金の支払いはありません。
 - 県外の病院などでお支払いされた場合は、領収書を添付して申請してください。
- ※4歳児以上中学卒業までのお子さんの入院医療費については、従来どおり一度ご負担いただき、後日申請していただく方法により引き続き助成します。(所得制限があります)

問合せ 保険年金課 (☎内線302～304)

春の全国交通安全運動

期 間 4月6日(火)～15日(木)
の10日間

- ・交通ルールやマナーについて家族で話しあい、出かけるときには、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- ・子どもや高齢者の歩行者・自転車乗用者を見かけたら、徐行や一時停止するなど「思いやりのある」運転を実施しましょう。
- ・夜間外出する際には、目につきやすい「明るい服装」や「夜行反射材」を身につけましょう。

「安全は心と時間のゆとりから」

交通事故防止にご協力をお願いします

三崎警察署
三浦市交通安全対策協議会
三浦市

県暴走族追放 促進条例の施行

暴走族のいない「安全で安心できるまちづくり」を推進するためには、警察をはじめ、県、県民、保護者、学校関係者等の関係機関・団体が一体となって、「暴走族を許さない社会環境づくり」「暴走族への加入阻止、脱退に向けた対策」を推進するなど、総合的な施策に継続的に取り組むことが極めて重要です。

神奈川県はその指針となる「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」を制定し、4月1日に施行しました。

(県警ホームページ)

<http://www.police.pref.kanagawa.jp>

(に条例があります。)

問合せ 県交通安全対策課
(☎045-210-3884)
又は市民協働室 (☎内線310)